

発行・編集：阿智村役場
〒395-0303 長野県下伊那郡阿智村駒場483
TEL. 0265 (43) 2220 FAX. 0265 (43) 3940
印刷・製本 龍共印刷株式会社

広報

本

あち

阿智村ホームページ ● <http://www.iidanet.or.jp/achi/>



サアサ

かりゆし かりゆし

唄え 踊ろう

阿智村音頭

主な内容

- 「住基ネット」第2次サービススタート… 2
- 福祉医療費制度の変更について… 6
 - 人事異動…10
 - 保育料について…12
- 熊谷元一写真賞コンクールの結果…14

わたしたちの村 (7/1現在)

人口 ●6,048人 (+2)
 男 ●2,937人 (+1)
 女 ●3,111人 (+1)
 世帯数 ●1,815戸 (+26)

8月25日から第2次サービススタート

住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳（住民票）の全国ネットが本格稼働

第二次稼働に向けて 村の方針

各種行政の基礎となる居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、四情報（氏名、生年月日、性別、住所）住民票コードとこれらの変更情報（本人確認情報）により、地方公共団体の共同システムとして全国共通の本人確認ができる住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）が昨年八月五日にスタートし、第一次サービスとして国の行政機関へ情報提供がされ「恩給・年金などの現況証明」や「各種行政手続き時の住民票の写しの添付」が省略できるようになりました。

本年八月二十五日から第二次サービスがスタートしますが、去る五月二十五日、長野県本人確認情報保護審議会が、第一次報告の中で「一部の自治体において、住基ネットにないでいる住民基本台帳システムが、インターネットと物理的に接続されている実態があり、個人情報を守られない可能性がある」として、県に対し離脱勧告をいたしました。これを受けて村では公民館を中心に、直ちに審議会委員を迎えての学習会を開催しました。

その後、県に対し
①県が一方的に離脱等行為を行わないこと。
②物理的にインターネットと

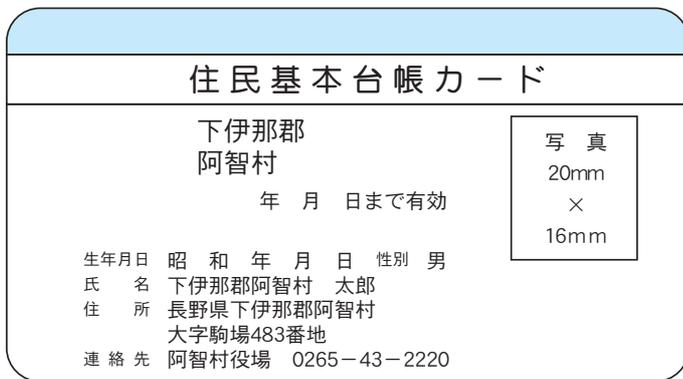
接続の可能性の有る実態を説明し、早急に必要な措置を講じるよう対象自治体に対し指導等対応すること。

③早急に県と市町村の話し合いの場を設け、万全の対策を講じることを各市町村が要請しました。

村としては、現在の技術水準で考えられる万全の体制で、今回の事業に取り組んでいますが、当面、第二次サービスから始まるICカード発行事務に係わる補正予算と、住民票の広域交付・カード交付に関する手数料条例改正等の六月定例議会上程を見合わせています。

今後の対応については、県の動向をみながら、慎重に対応していきます。情報については随時提供していきますが、今号では第二次サービスの概要をお知らせします。

申請により住民基本台帳カード（以下「住基カード」）が交付されます。



表面デザインイメージ例

- 高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用し、カード内に記録されている住民票コードにより、住基ネットでの本人確認に利用します。
- 住民票の写しの広域交付
- 転入転出手続きの簡素化
- 写真付カードは身分証明書として活用できます。

住民票の広域交付

住民票の写しの交付が全国どこの市区役所・町村役場窓口でも受けられます。

●現在、住民票の写しの交付は住んでいる市区町村でしか受けられませんが、全国どこの市区町村でも住基カード・運転免許証などを市区町村の窓口で提

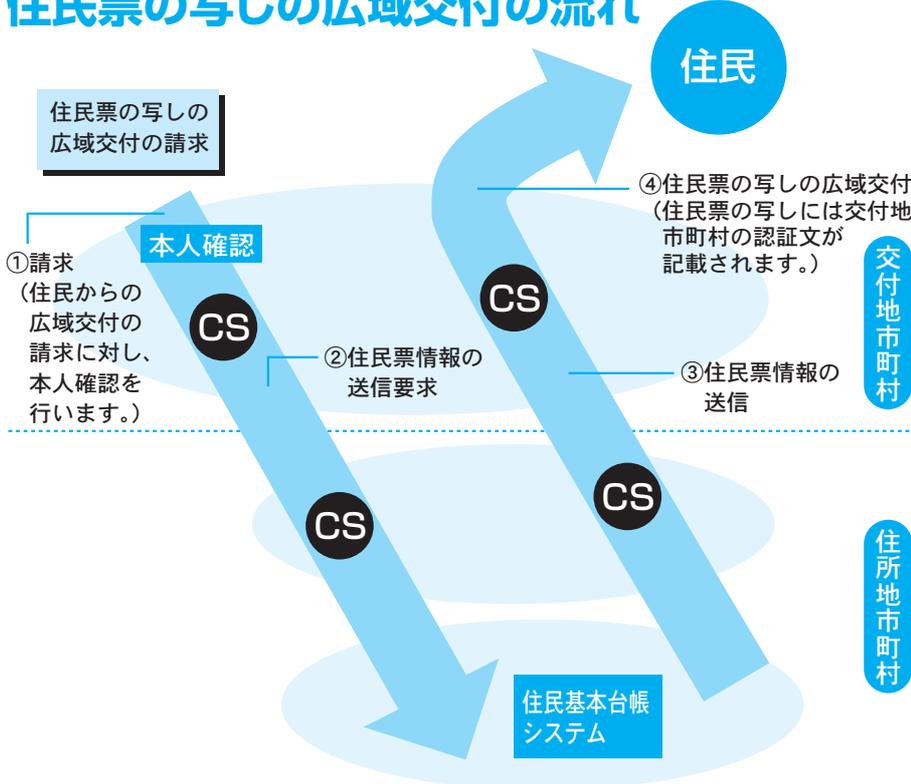
示することによって、本人や世帯の住民票の写し（戸籍の表示を省略したもの）の交付が受けられます。

転入転出の特例処理

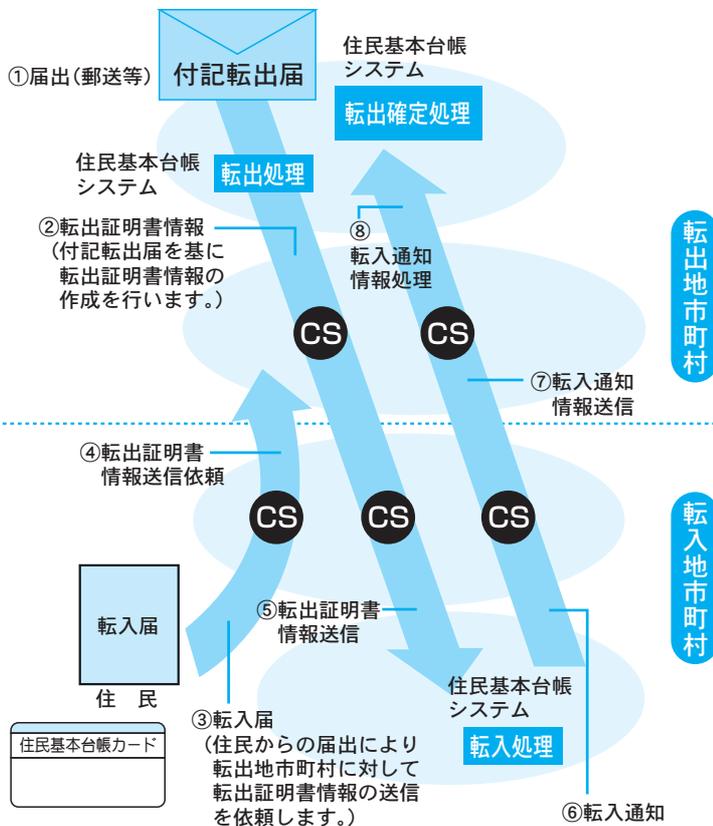
転入・転出の手続きが簡略化されます。

●現在、引越しの際には、まず住んでいる市区町村長に転出届を行い、転出証明書の交付を受け、引越し先の市区町村に転入届を行うことになっています。住基カードの交付を受けておけば、引越しの際転出する市区町村へ一定の事項を記入した「付記転出届」の郵送と、引越し先の市区町村への転入届で手続きが済みます。

住民票の写しの広域交付の流れ



転入転出の特例処理の流れ



※CS：コミュニケーションサーバ
市町村の住民基本台帳システムのコンピュータとネットワークシステムの橋渡しをするコンピュータ

住基カード申請方法等手続きについては、条例等整備されたところでお知らせします。

《ご意見、お問い合わせ先》
住基ネットへのご意見をお寄せ下さい。役場民生課住民係
TEL 四三二二二二〇
FAX 四三二二二二〇

平成十五年六月 定例議会 村長あいさつ



市町村合併問題について

全国的な動きとしては、昨年秋に地方制度調査会の西尾私案が発表され、この四月末には、第二十七次地方制度調査会の中間報告がありました。内容的には小規模自治体の合併を推進するものです。

また、飯田下伊那地域においても、平谷村での住民投票等合併を巡る動きが出てきました。

こうした動きの中で私は、合併問題について次の三点を基に考えていきたいと思えます。

一、国の方針を見てもメリッ

ト、デメリット論だけでは判断できない。合併を選ぶにしろ自律を選ぶにしろ、将来住民の暮らしが良くなる方向はどちらか、で判断する。大切なことは、決めた方向に向かって、どのように努力していくかということである。

二、その場合の基本は、住民自治の観点に立って自己決定の度合いが高い自律がより望ましい姿であるが、単独村にこだわることなく、自己決定の度合いの高い選択肢の合併形態も視野に入れて考える。

三、将来の村づくりを考える上で地域間共同の拡大や一定の行財政規模の確保が望ましいと判断された場合は、近隣町村との合併を選択する。この場合の合併後の行政の仕組みは、それぞれの地域の住民活力が失われぬ方式とする。

以上の三点を基にして、早急に方向を探らなくてはならないと考えます。そのためには、住民の皆さんによる村の将来を巡る論議をさらに活発

にしていたかなくてはなりません。議会においてもより具体的な検討をお願いしたいと思えます。

さらに、国からの歳入削減にどう対応していくかが焦点であり、現在の基準財政需要額ベースで四割に近い削減額を想定して、村の財政計画を立てなくてはならないと思います。その上でどの道を選択するか決めなくてはなりません。

行政サービスの質や量の問題、公的補助と私的負担の問題等、具体的な検討材料を提示して検討を行っていただきます。

その上で合併を選ぶか自律を選ぶかの住民の皆さんの意向を把握し、次の検討に進んでいくことがよいのではないかと考えます。

住基ネットの問題について

過日県の本人確認情報保護審議会から県に対して、その危険性が指摘され安全を確保するためには多額な費用を必要とすることが判明したとし「長野県知事が県下の市町村とともに離脱の決断を下すのが、

最も理にかなった方策であると結論づけるものである。」との第一次報告がされました。この報告書の内容が事実とするならば、要綱によって接続をやめなくてはなりません。しかし、この審議会は末端で責任を負う市町村の要請で設置されたものではなく、中間機関の県によって設置されたものでありますから、これに拘束されるものではありません。また一方的に県において審議し、何ら市町村の意向を踏まえないまま進められる手法は、それが正しい結論であったとしても、自治体間民主主義に反するものといえます。住民の皆さんとすれば、どちらを信用すべきか迷うところがあります。審議会が何をもってセキュリティに問題があるとしたのか、確かめる必要があります。

八月からの本稼働に向けたカード交付に係わる予算補正、これに伴う手数料条例の改正等一連の案件について提案を予定いたしておりましたが、今回は見送ることとし、明日（六月十一日）の講演会をお聞きする等、住民の皆さんの理解を得る中で対処したいと思えます。

広報部落説明会 から

四月発行の広報の内容について部落説明会で出された質問の主な事項についてお答えします。

十五年度の主な事業の概要の記事について

● 水中運動教室の二千四百三十万円の内訳について教えてください。

▼ 水中運動教室二千四百三十万円の内、千八百万円は「ゆったりーな昼神」のプールをいつでも利用できるよう運転するための経費として、阿智開発公社に支払われるものです。また残りの六百三十万円の内百九十二万円は村の開催する水中運動教室の利用者のプール費用として「ゆったりーな昼神」へ支払われます。四三八万円は水中運動教室、年間二百十九回分の講師委託料・監視補助委託料として講師派遣の会社へ支払われます。なお、高齢者福祉関係で六十五歳以上の方を

対象にした水中運動にも予算が組まれています。健康づくり、高齢者対策合わせ年間四百三十回の水中運動教室を委託しており、講師派遣会社へは合わせて八百六十万円（一回講師一万五千元、監視補助五千元）で契約しております。

（民生課）

● 花桃の里づくりの一千万円の内訳について教えてください。

▼ 花桃の里づくり事業費は、植栽に係る部分を五百七十万円で行いました。植栽の本数は、一千三百本です。また、残りの事業費は、公園整備として、東屋とベンチを設置します。なお、植栽後の管理は地元自治会が行います。

（企画商工観光課）

● 図書室の拡張整備に一億円余の予算であるが、概要を知りたい。

▼ 設計概要については、組内回覧した図面を参照して

ただきたい。一億円については、建築費（耐震を含む）と起債の対象となる大きな備品が含まれます。本代は別途、補正で対応して行きます。

（教育委員会）

● 住宅耐震診断補助金二十戸を予定では少ないのではないか。

▼ 七月の地域安全委員会です、全戸へ「わが家の耐震診断表」という簡易診断表を配布し、総合評点一・〇以下の住宅について、耐震診断の希望をとらせていただきます。この事業は、国と県の補助で行うため、現段階では、十五年度に二十棟、十六年度に三十棟、十七年度に四十棟、十八年度に二十棟計百十棟の割り当てです。希望が多ければ、来年度以降増やすよう県へ要望していきます。

（総務課）

その他の記事について

● 介護保険料が決定したが、他の市町村と比べて差はあるのか。どのくらい差があるのか教えてください。

▼ 阿智村は基準額が月額三千二百九十円に決定しました。長野県の平均は三千七十二円。飯伊の平均は三千五百円です。なお詳細は左記の表のとおりです。

（民生課）

● 自衛隊募集の記事は、なぜ掲載するのか。その団体が広報すべきではないか。

▼ 自衛隊法（昭和二十九年法律第一六五号）を根拠に行われています。第九十七条「募集事務の一部委任」で、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととされています。

（民生課）

飯伊地区の第2期介護保険料額

	介護保険料額基準月額	順位（高い方から）
飯田市	3,380	4
松川町	3,000	11
高森町	3,050	10
阿南町	3,700	1
清内路村	3,100	8
阿智村	3,290	5
浪合村	3,500	3
平谷村	3,100	8
根羽村	2,600	18
下条村	3,210	7
売木村	2,667	17
天龍村	2,958	12
泰阜村	3,600	2
喬木村	3,217	6
豊丘村	2,950	13
大鹿村	2,900	14
上村	2,900	14
南信濃村	2,770	16
平均	3,105	
県平均	3,072	

※上記は基準額の月額であり、実際の個人賦課は年額で行います。年額では端数処理がありますので若干のずれが生じます。

★貸付制度を新設しました

医療費の支払いが困難な方で、住民税非課税世帯の方を対象に貸付制度を新設しました。
貸付の対象額は福祉医療費の支給範囲内です。
詳しくは担当者までお問い合わせください。

★対象者と所得制限

福祉医療費の対象者が県下一斉に見直しされ、すべての方に所得制限が導入されました。(右ページ参照)ただし、乳幼児については対象年齢の子供さん全員該当となりますが、県へ補助金の申請をする為に所得判定を行います。
また、入院時の食事代は福祉医療費の対象から外れます。

対象者と所得制限一覧表

障害者	扶養親族等の人数	本人	配偶者・扶養義務者等
☆所得が右の上限額内で ○身障手帳1・2・3級の方(3級は所得税非課税者であること) ○療育手帳A1・A2・B1の方 ○65歳以上で一定の障害をお持ちの方 ○精神保健福祉手帳1級の方(外来のみ) (住民税非課税世帯であること)	0	3,604,000円	6,287,000円
	1	3,984,000円	6,536,000円
	2	4,364,000円	6,749,000円
	3	4,744,000円	6,962,000円
	4	5,124,000円	7,175,000円

母子・父子家族 父母のいない児童	扶養親族等の人数	本人(母又は養育者)	孤児等の養育者 母(養育者)の配偶者・ 扶養義務者
		一部支給	
☆所得が右の上限内で ○母子家庭等の方 ○父子家庭の方 ○父母のいない児童	0	1,920,000円	2,360,000円
	1	2,300,000円	2,740,000円
	2	2,680,000円	3,120,000円
	3	3,060,000円	3,500,000円
	4	3,440,000円	3,880,000円

老人	住民税非課税世帯
○65～70歳未満の高齢者	

お問い合わせ先 民生課 福祉医療担当 電話43-2220

7月1日から 福祉医療費制度が変わりました!

★申請手続きが自動給付方式に変わりました

福祉医療費の申請は、これまで毎月病院や薬局等ごとに手続きしていただきましたが、7月からは制度が変わり、年に一度受給者証交付の申請をし、受給者証の交付を受ければ、県内どこの病院や薬局等でも受給者証を見せるだけで手続きがすむ、自動給付方式になりました。

ただし、県外での受診分については、領収書、受給者証、健康保険証を持参の上、役場民生課の窓口で手続きが必要となります。

★レセプト1件につき300円の自己負担をして頂きます

今までどおり、病院や薬局等では医療費を支払います。村で福祉医療費として支給する際に、300円を差し引いた額を払います。一部負担金が300円未満だった場合は、福祉医療費の支払いが行われません。

※レセプトとは……

病院や薬局等で作られる診療報酬明細書のことです。患者さん一人につき、1ヶ月に1枚作成されます。ただし、同じ病院でも入院と外来は別に作成される等、病院の形態や診療内容により作成方法が異なります。

★新しい受給者証の見本

見 福祉医療費受給者証	
市町村番号	094 事業番号 11
受給者番号	0000012344
性別	男
生年月日	平成15年4月 / 日生
有効期間	平成15年7月 / 日から 平成16年7月 / 日まで
発行機関名及び印	長野県 阿智村長
交付年月日	平成15年7月 / 日

- 児=乳幼児 障=障害者 老=老人 母=母子 父=父子を表わします。
- 094は阿智村の番号です。
- 乳幼児・障害者等事業区分を表します。
- 受給者番号は個人ごと設定されます。

お医者さんにかかる時は必ず提示しましょう



農業委員会からのお知らせ

農地を転用するとは

農地を転用するとは、農地を住宅、工場、駐車場、山林などの用地に転換することや、資材置き場として利用するなど農地を耕作の目的以外に利用することを言います。

なぜ許可が必要か

農業生産の基盤である農地は、国民に対する食料の安定的供給を図る上で、重要な役割を担っており、農地法に基づく農地転用許可制度は、その適切な運用を通じ、良好な営農条件を備えている農地を確保する一方、社会経済上必要な土地需要にも適切に対応する為に設けられています。

許可なく転用したら

農地法の許可を受けないで無断転用した場合や、転用許

可にかかる事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり、工事の中止や、原状回復等の命令がなされる場合があります。(農地法第八十三条の二) また、三年以下の懲役や一〇〇万円以下の罰金という罰則の適用もあります。(農地法第九十二条)

転用については事前に相談下さい

農地を転用する場合は、農地法以外にも他の法律により制限がありますので、申請をする前に各地区農業委員または、農業委員会事務局までご相談下さい。

なお、転用予定地が農振法の農用地区域内にある場合は、農振除外の手続きにより農用地区域から外さなければなりません。

申請の前に土木農林課において農用地区域外であるか確認が必要です。(農業用施設として転用する場合は、二〇〇

㎡未満、農道や用排水路等に転用する時は面積に関係なく許可は要りませんが届出が必須です。)

農地の貸借について

農地を農地として貸し借り(使用貸借権・賃貸借権等権利の移転・設定 する場合にも、許可・届出が必要です。忘れずに手続きをして下さい。(農地法第三条他)

農作業労賃等について

平成十五年度の阿智村農作業標準労賃、機械作業料金は下表のとおりです。

申請書受付締切は、毎月十五日です。

平成15年度阿智村農作業標準労賃、機械作業料金について

1. 食事は、労務者持ちとする。
2. 1日の労働時間は、実働8時間とする。
3. 消費税5%は、内税とする。(機械作業のみ)
4. 男女雇用機会均等法により農作業標準労賃を同額にしてあります。

(単位：円)

	作業別種類	単位	平成15年標準(男女同額)	摘 要
稲作	一般作業	1日当り	6,400	
	田植作業	"	6,500	
	防除作業	1時間当り	1,600	散布機込み
畑	作一般作業	1日当り	6,400	
果樹	せん定作業	1時間当り	1,600	
	花付け作業	1時間当り	850	
	一般作業	1日当り	6,400	
機械作業 特殊田は別途考慮	機械オペレーター	1時間当り	1,600	◎労務受委託のみ
	耕起代かき料	10アール当り	21,000	◎但し、15cm耕起を標準とする。 なお、面積3アール以下の圃場については、20%増とする。あげ代を条件とする。
	耕起のみ	"	8,500	
	代かきのみ	"	12,500	
	田植作業	"	10,000	(機械借料のみ6,000円)
	刈取作業(バインダー)	"	10,000	◎結束ヒモ付 ◎倒伏田・軟弱田は20%増とする。(機械借料のみ5,000円)
	ハーベスター	10アール当り	10,500	◎面積3アール以下の圃場は20%増とする。(機械借料のみ5,000円)
	もみすり	1俵当り	800	◎技術者つき1俵当り ◎20俵以下は20%増とする。
	自脱型コンバイン	10アール当り	22,000	◎補助者は委託者が手配する。◎倒伏田・軟弱田は20%増とする。
	S.S防除作業	"	3,500	◎農薬は委託者持ち

阿智村有機活用農業 振興会を設立



村内農家のみなさんで、健全な土づくりを推進し、安全で安心な農産物の生産・販売を目指す「阿智村有機活用農業振興会」が五月十二日設立されました。

この振興会の目的は、現在、多くの消費者から求められている、健全な土から生産される安全で安心な農産物を「阿智ブランド」として、市場に有利に販売していく事にあります。

振興会は活動の第一段階として、優良で安価な堆肥の生産を待ち望んでいる農家（耕種農家）と家畜排せつ物処理の充実を要望する畜産農家と

が協調・連携して優良堆肥生産について研究します。同時に、阿智村の農地の土壌分析などを通じて健全な土づくりを研究し、減農薬・減化学肥料による農産物の栽培を確立します。

そして、将来は村独自で安全・安心を示す認証基準を制定し「阿智ブランド」の農産物として有利な販売ルートを確立していくものです。

振興会の役員は次のみなさんです。（敬称略）

会長	村澤 勲
副会長	熊谷 智徳・園原 一典
会計	河合 正寿
幹事	倉田 博文・原 哲夫 木下 秀直・高坂 昌二
委員	佐藤 健志・勝野 裕 浜島 伸隆・田中 嘉治 原 好弘・上田 忠夫 羽場崎和史・小笠原啓次 市川 勝彦・井原 勝利 井原 光広・井原 敏充 河合 秀夫・橋本 誠久 井原 毅・水上 晨司
監事	原 榮・石原 正文

阿智村の植物

紹介シリーズ④

浅野一男

ハナモモ

Prunus persica (L.) Batsch.

今年も本谷川沿いのハナモモは見事に咲いた。平成三年戸沢在住の渋谷秀逸さんを中心に智里西地区のみなさんが植え始め、丹精をこめて育てた木が約千本。その花が一斉に咲き誇るのだから見応えがするといふものである。これを今春マスコミが全国で紹介したから、大勢の観光客が訪れて賑わった。聞くところによると、本年度新たに千三百本植えるそうである。

ハナモモ（花桃）は中国の黄河上流、陝西・甘肅両省にまたがる高原地帯原産のモモの品種で、八重咲きや菊咲きに育種したもの。モモは奈良時代に日本に渡来したらしく、「記紀」にモモの記載がある。しかし、果樹としての栽培や、ハナモモの育成が盛んになったのは江戸時代である。「花壇綱目」（一六八一）には鑑賞用花木として九品種が記録されている。その中で現在も見られる花変わりの主な品種は源平（八重咲きで白に赤い絞

りが入る）、寒緋（早咲きで濃紅色）、菊桃（菊状の八重咲きで濃桃色）、寒白（白色）がある。他に枝垂れる品種もある。ハナモモは果実ができるものでも小さくて熟期が遅く、食用にはならない。

桃は強い生命力をもつため、邪悪なものを寄せつけず、邪気を払う魔よけの働きがあるとされた。これは中国の「春秋左氏伝」や「周礼」などに見られる。漢代になると新年には桃の木製の人形を門口にかけると魔よけの行事が盛んに行われた。中国のこの魔よけの思想の渡来はモモの渡来より古いといわれる。例えば「記紀」には伊弉諾尊が黄泉国から逃げ帰るとき、桃の木の下に隠れ、桃の実を投げて黄泉軍を撃退したとある。

桃に魔よけの力があると考えられたのはなぜか。日本では果実の形が女陰に似ているとか、桃の字が木偏に兆（なり、兆は多数を表す、したがつて多産の特長であるとか

（明の李時珍著「本草綱目」の影響がうかがえる）、桃（音はトウ）が刀や逃の語音に通じ魔よけの力があるからといわれる。今日三月三日を桃の節句といい、桃の花を飾る。また魔よけに桃酒をのむ風習がある。この桃酒は病魔を祓い、毒を下して、安産するともいう。端午の節句の蓮や菖蒲、重陽の節句の菊と同様に、桃の呪力で病気や災厄を祓おうとしたのであろう。

桃の果実の表面には細毛が生えているが、突然変異によって生まれた細毛のない変種がある。この変種がネクタリン、別名ケナシモモである。



人事異動

平成十五年七月一日

企画商工観光課

▽商工観光係長兼住宅土地係長 岡庭敬芳(消防防災係長)

▽原 祐樹(土木農林課)

総務課

▽庶務係長 林みちほ(住民係長)

▽消防防災係長 水野利彦(環境保全係長)

▽環境保全係長 矢澤敏勝(農林係長)

▽下水道係長 佐々木陽司(社会教育係長)

民生課

▽住民係長 伊藤知世子(学校教育係長)

▽授産所長 熊谷正俊(出納室係長)

▽林めぐみ(総務課)

▽宮内 薫(総務課)

駒場保育所

▽原 俊子(共同調理場)

伍和保育所

▽佐々木信子(共同調理場) 出納室

▽出納室長 折山 茂(議会議務局長)

▽出納室係長 美濃部利昭(授産所長)

▽事務局長 熊谷幸光(税務係長)

議会事務局

▽事務局長 熊谷幸光(税務係長)

▽総務係長兼学校教育係長 原 満(民生課)

▽社会教育係長 増田 進(商工観光係長)

▽学校給食共同調理場

▽小松カズ子(伍和保育所)

▽熊谷美恵(駒場保育所)

夏休みに川で遊ぼう

環境水道課では、小学生を対象に川の生きもの調査を行います。

夏休みのひとときを川に住む生きものといっしょに遊んでみませんか。

一、日時 八月十日(午前中)

二、ワイワイ公園附近の阿智川

差別をなくす強調月間

人権問題に対する県民意識の普及高揚を図るため、七月を「差別をなくす啓発強調月間」に設定し、啓発活動を集中的に実施します。

大会

七月二十五日(金)企業人権教育推進大会 松本市音楽文化ホール 十三時三十分～十六時三十分

ラジオ放送

ラジオ五分間番組

SBC「明日へのメッセージ」

「広がれ人権の輪」七月六日

～十二月二十一日 七時五十分～八時 毎週日曜日

FM長野

「メッセージ・私たちから未来へ」一緒に考えよう!人権

～七月二日～十二月二十四日 十五時五十分～十五時五十五分 毎週水曜日

人権啓発映画テレビ放送

七月二十七日(日) NBS

十四時～十四時五十六分

「翔太のあした」

◎長野県人権尊重推進課

☎〇二六―二三五―七一〇六

社会人も大学生!

放送大学の平成十五年度 第二学期学生募集

放送大学は、テレビとラジオの放送授業を中心に自宅で学べる正規の大学です。

生涯学習を目的に短期間在学し、興味のある科目を学習することもできます。

●募集する学生の種類

全科履修生(大学卒業コース)

選科履修生(一年間在学コース)

科目履修生(六ヶ月在学コース)

大学院修士全科生(大学院修了コース)

大学院修士科目生(六ヶ月在学コース)

●出願受付期間

六月十五日～八月三十一日

(修士全科生は九月一日～九月十六日)

●授業開始

平成十五年十月一日(修士全科生は平成十六年四月一日)

●視聴方法

スカイパーフェクTV

または、再送信している各地のケーブルテレビ

●資料の請求(無料送付)

放送大学長野学習センター

〒三九二―〇〇〇四

諏訪市諏訪一六〇一

スワプラザビル四階

☎〇二六―五八―二三三二

(月曜日、祝日休み)

不動産評価等の 無料相談会のご案内

不動産評価に関する事項について不動産鑑定士がお答えいたします。(具体的には、売買、交換、相続、借地、担保、賃貸借等に係る不動産評価)

不動産評価に関する無料相談会を開催いたしますので、お気軽にお出かけ下さい。

駒ヶ根市 平成十五年十月一日(水)午前十時～午後四時 駒ヶ根市役所第二委員会室 問い合わせ先(社)長野県不動産鑑定士協会(☎〇二六―二二五―五二二八)

利率年一・五%(固定) お役に立ちます国の教育ローン

◆問い合わせ:

国民生活金融公庫伊那支店

☎〇二六―五―七二―五一九五

☎〇二六―五―七三―八九九九

「国の教育ローン」に関する情報を、電話とFAXで二十四時間ご提供します。

☎東京〇三―三二―四二―八七三九

☎名古屋〇五―二二―三二―八七三九

☎大阪〇六―六五―四一―八七三九

ホームページアドレス

http://www.kokukin.go.jp/

五十五周年を迎えた 検察審査

今年には検察審査会法が施行されて五十五周年に当たります。検察官が被疑者(犯人と思われる人)を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)のよしあしを、国民の中からくじで選ばれた十一人の検察審査員が審査する。それが検察審査会制度です。詳しくは、

平成15年度自衛官募集案内

募集種目		受験資格	受付期間	試験期日
貸費学生	衛生	大学の歯学部歯学科の3～6年次又は大学院の歯学研究科在学	15年12月1日 ～16年1月23日	16年2月1日
	技術	大学の理学部、工学部の3・4年次又は大学院修士課程在学		
一般曹候補学生		18歳以上24歳未満の者	15年8月4日 ～9月10日	1次15年9月20日
曹候補士		18歳以上27歳未満の者		2次15年10月11日 ～17日
航空学生		高卒（見込含）21歳未満の者	15年8月4日 ～9月10日	1次：15年9月23日 2次：15年10月18日～23日 3次：15年11月16日～12月12日
看護学生		高卒（見込含）24歳未満の者	15年9月12日 ～10月10日	1次：15年10月19日 2次：15年11月21・22日
防衛医科大学校学生		高卒（見込含）21歳未満の者	15年9月12日 ～10月10日	1次：15年11月1・2日 2次：15年12月3日～5日
防衛大学校学生	推薦	高卒（見込含）21歳未満の者 〔推薦については、高等学校長の推薦等別途資格が必要です。〕	15年9月5日 ～9月9日	15年9月20・21日
	一般	高卒（見込含）21歳未満の者	15年9月12日 ～10月10日	1次：15年11月8・9日 2次：15年12月9日～12日
2等陸・海・空士	男子	18歳以上27歳未満の者	例年7月～9月	受付時にお知らせします。
	女子	18歳以上27歳未満の者	15年8月4日 ～9月10日	15年9月26・27日
自衛隊生徒		中卒（見込含）17歳未満の男子	15年11月4日 ～16年1月6日	1次：16年1月10日 2次：16年1月23日～26日

お問い合わせは「自衛隊長野地方連絡部 飯田出張所」まで
住所：飯田市大久保町2637-3 飯田地方合同庁舎 電話：0263(22)2613 Eメール：jsdf-iid@mx2.avis.ne.jp URL：http://w2.avis.ne.jp/~jsdf-iid

飯田検察審査会事務局
☎二二一〇〇三までお問い合わせください。

家庭でも電気の安全点検を！
八月は「電気使用安全月間」です

高温多湿の夏場は、一年のうちで感電や電気事故の最も多い季節です。このため、通商産業省の主唱のもと、八月を「電気使用安全月間」として、全国一斉に電気使用安全を呼びかけています。

ⅡチェックポイントⅡ

- ・傷んだ電線、コードを使っていますか。
- ・洗濯機、電子レンジにアースは取り付けてありますか
- ・漏電遮断器は取り付けてありますか

- ・一つのコンセントからたくさん電気が使っていないませんか

電気のご相談は（財）中部電気保安協会飯田事業所
☎二二一三四五二

交通事故の被害者の皆さんを支援します

平和な家庭に突然訪れる自動車事故の悲劇。特に、小さな子供を残して親が亡くなったり、事故が原因で寝たきりになってしまった場合には、子供の養育費や介護料など経済面

でも家庭に大きな負担がかかります。こうした家族を支援するのが「交通遺児等の育成資金貸付制度」と「介護料の支給制度」です。

交通遺児等の育成資金貸付制度

自動車事故が原因で亡くなったたり、重度の後遺障害により働けなくなった家庭の子供で、中学生以下を対象に無利子で資金をお貸しする制度です。

貸付額（一人あたり）

はじめに一時金十五万五千元
月額二万円・小中学校入学支度金四万四千元

返済方法 最終学校を卒業後二十年間以内

介護料の支給制度

自動車事故により頭や脊髄等に重い障害を受け、後遺障害等級が「一級三号、四号（常時要介護者）」、「二級三号、四号（随時要介護者）」の認定を受ける等の重度の後遺障害を抱える家庭を対象に援助する制度です。（平成十三年七月より制度改正）

支給額等詳細については左記までお問い合わせください。

自動車事故対策センター長

野支所 〒三八〇一〇八三六
長野市南県町一〇八一（長野東京海上ビル4F）

☎二六二二六二一〇〇〇
☎二六二二六二一〇〇〇
☎二六二二六二一〇〇〇

保育料が 決まりました

平成十五年度の保育料徴収基準額は、前年度据え置きとしました。(表一)

今年度当初の入所児童数は昨年度より全保育所の合計で十名減少していますが、保育所運営に係る総支出額が昨年度より低く抑えられているため、総支出額に対する保護者負担額は例年同様二〇%台になっています。

村では、同時入所の二子、三子にかかる保育料は、従来どおり全て二子は半額、三子は全額免除としています。国の基準では三子は九〇%軽減としており、全額免除は、村独自の政策です。また、子育て支援対策として、子育て費用負担を軽減するため、多子世帯における三子以降の児童にかかる保育料を半額としました。これにより、保育料の軽減率は四一%、軽減額、二千五百九十九万円(一人月額一万一千百八十三円)となる見込みです。近年の軽減率と軽減額は表二のとおりです。

この保育料の徴収基準は四月に遡り実施します。

●平成15年度阿智村保育料徴収基準額表

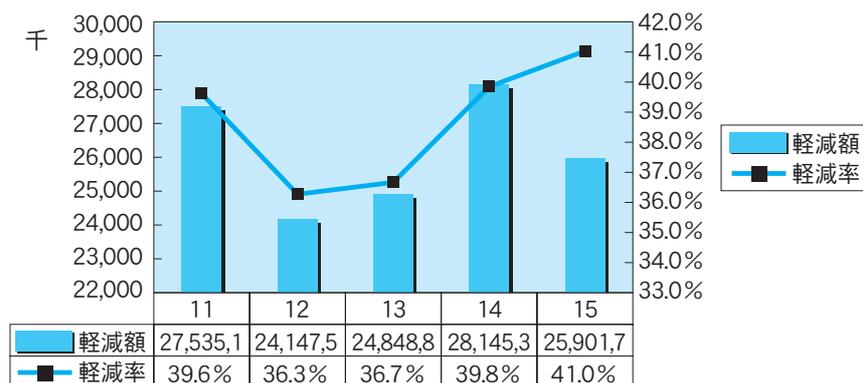
表1

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準 (月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児 (円)	3歳以上児 (円)
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	7,400
第3階層		市町村民税課税世帯	13,100
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	18,000
		40,000円以上 64,000円未満	21,000
64,000円以上 160,000円未満		23,500	
160,000円以上 408,000円未満		24,900	
第5階層		408,000円以上 720,000円未満	25,900
第6階層	720,000円以上	31,400	
第7階層			

() …… 3歳到達児の保育料

●阿智村保育料軽減率推移表

表2



保育ニーズ調査へご協力を

長野県では、今後の保育施策を進める基礎資料とするため「保育ニーズ調査」を次のとおり行う予定でおりますので、ご協力をお願いします。

一、対象者 現在、家庭で子育て中の方・子育てが終わった方、子育てに関心のある方(保育所・幼稚園をご利用の方は、直接調査票をお配りします)

二、調査期間 七月下旬～八月二十日(水)まで

三、調査用紙 市町村保育所担当窓口、児童館、子育て支援センター等からお持ちいただけます。また、長野県公式ホームページからも出力が可能です。

四、調査内容 子育てへの要望などについて

五、回答方法 青少年家庭課へFAX(〇二六一二二三五―七三九〇)又は郵送により提出してください。

問い合わせ先
長野県社会部青少年家庭課
〒三八〇―八五七〇 住所記載省略可

☎〇二六一二二三五―七〇九九 (直通)

E-mail: seisyoo@pref.nagano.jp

Photo report [フォト・リポート]

合同竣工式



わい・Wai橋、県道バイパス、会地浄化センター、伍和地区と中間地区の高齢者生きがいセンターの合同竣工式が、5月24日（土）関係者が参加して行われました。

これらの施設は、村の生活向上や福祉の基盤となる施設として期待されます。

阿智村消防技術大会



6月22日（日）、阿智中学校グラウンドで阿智村消防技術大会が開催されました。自動車ポンプの部では2チーム、小型ポンプの部では11チームが参加し、5月中旬から1ヶ月にわたる訓練の成果が、発表されました。大会の結果は次のとおりです。

自動車ポンプの部	優勝	2分団
小型ポンプの部	優勝	6分団Bチーム
	2位	6分団Aチーム
	3位	3分団Aチーム

30万本コスモス苗植え (ヘブンスそのはら村民花壇)



6月1日（日）、多くの村民の方に参加いただき、ヘブンスそのはら Gondola Park に設置した村民花壇へ、コスモスの苗植えを行いました。当日は、あいにくの小雨まじりの天候でしたが、一生懸命植えていただきました。

秋にはグレンデー面にコスモスの花が咲きます。

昼神温泉出湯30周年ウォーキングイベント (梨子野山ハイキング)



6月14日（土）、昼神温泉出湯30周年ウォーキングイベントとして、梨子野山ハイキングが20名を越える参加者で行われました。

ウォーキングイベントは11月までに5回予定されており、次回は7月25日（金）網掛峠・網掛山ハイキングです。参加を希望される方は、昼神温泉ガイドセンター ☎43-3001 まで問い合わせください。

第6回

熊谷元一写真賞コンクール

～テーマ「生きる」～



元一写真大賞 『おはなし』
平山 弘（撮影地：和歌山県南部川村）



GOKOカメラ賞 『思い出』
阪野吉平（撮影地：山形県南陽市）



阿智村賞 『年輪』
原 松代（撮影地：新潟県松之山町）



信毎賞 『じゃがいもの植え付け』
松島信雄（撮影地：長野県上村）



J Aみなみ信州賞 『厳寒』
小林明義（撮影地：長野県栄村）

村では本村の名誉村民である熊谷元一さんの功績を顕彰し、現在に生かして未来に発展させようと、「生きる」をテーマとして、第八回「熊谷元一写真賞コンクール」をおこなっていました。

今回も、熊谷元一さんの「農村記録写真」の精神に心ひかれた、全国の三百人を超える方から八百点近い作品の応募があり、七月十二日、阿智村観光センター（熊谷元一写真童画館）において、入選作品の表彰式が行われました。

阿智村では、平成八年六月、農村記録写真を通じて心豊かな生活文化の創造に役立てるため、「農村記録写真の村」宣言をしています。

芸術作品ではない民衆の生活を撮り記録していくことを目的として、平成十年よりこのコンクールを行っています。が、六回目となる今回は、全国四十道府県の三百三十一人の方から七百八十八点の力作が寄せられました。

熊谷元一さんが見守るなか行われた、伊東征彦審査委員長を始め五人の審査員による審査の結果、栄えある「元一写真大賞」には、和歌山県田辺市、平山弘さんの「おはなし」が選ばれました。

伊東審査委員長は審査講評として二次審査まであがってきた作品はどれも素晴らしく、審査も例年の審査会より時間がかかり激戦でした。

写真大賞に輝いた「おはなし」に代表されるように、明るい生き方を写したものが多く、のびのびとしたのしい作品が多かった。反面、不況による就職難など、厳しさの中で生き抜こうとする姿を表現したものが少なく、テーマの趣旨の一つに、「生きることの

辛さを抱えているリアルな姿をとらえて」とある、その辺の踏み込みが足りなかったのは残念です。
と今回の出品作品を評されました。

今回のテーマは「よろこび」

入選作品の表彰式は、七月十二日、阿智村観光センター（熊谷元一写真童画館）で熊谷元一さんご夫妻も出席して行われ、同時に今回のテーマ「よろこび」が、発表されました。

人びとの生活は「よろこび」があれば悩みや争いもなくなります。今年も前半はイラク戦争や新型肺炎の流行、さらに経済も停滞し将来が不透明



優良賞 『一休み』
古谷 保（撮影地：大阪府大阪市）



優良賞 『喜びの日』
飯島隆一（撮影地：長野県松本市）

のまま沈みがちな日々が続きました。私たちの身の回りにはそれを打ち破る「よろこび」がたくさんあります。誕生、結婚、入学、就職、ボランティアやスポーツなど何かを成し遂げたとき。家庭菜園の収穫など足元の小さなことにも「よろこび」があります。さらに、行事や祭の中にも。生活の中のさまざま「よろこび」の力作をたくさんお寄せください。（審査委員長）

入選作品は八月末まで阿智村観光センター（熊谷元一写真童画館）で、その後は村内外の各施設に展示されますので是非ご覧下さい。
なお入選者等は、下表のとおりです。

テ マ 部 門		
☆一般の部		
○元一写真大賞		
「おはなし」	平山 弘	(和歌山県 田辺市)
○阿智村賞		
「年輪」	原 松代	(長野県 須坂市)
○信毎賞		
「じゃがいもの植付け」	松島 信雄	(長野県 飯田市)
○J Aみなみ信州賞		
「厳寒」	小林 明義	(長野県 小布施町)
○GOKOカメラ賞		
「思い出」	阪野 吉平	(山形県 川西町)
○優良賞 (2点)		
「一休み」	古谷 保	(大阪府 堺市)
「喜びの日」	飯島 隆一	(長野県 松本市)
○佳作 (20点)		
「春のイカナゴ漁」	花 一彦	(岡山県 岡山市)
「この道50年」	長堂 嘉秀	(沖縄県 那覇市)
「年輪」	久保村 由人	(長野県 伊那市)
「ダイヤコンを祝して」	川口 幾世至	(岡山県 高梁市)
「95歳の日課」	伊藤 つね代	(長野県 伊那市)
「熟睡中」	伊藤 武	(長野県 長野市)
「暑さをこらえて」	相馬 恵子	(長野県 松本市)
「落石工事」	川勝 文治	(大阪府 阪南市)
「炎天下の漁師」	星 川 要	(埼玉県 川越市)
「出初式・雪の舞」	多門 嗣之輔	(石川県 金沢市)
「ひ孫と一緒に」	中 川 晋	(秋田県 羽後町)
「祈願」	増 沢 悦子	(長野県 岡谷市)
「僕、お兄ちゃんだから…」	直 井 真美	(静岡県 焼津市)
「パパ奮闘中」	市 橋 重信	(長野県 松川町)
「収穫の秋」	中 川 敦夫	(京都府 京都市)
「収穫の日」	佐 藤 忠昭	(山形県 鶴岡市)
「ゆっくり生きる」	北原 千絵子	(長野県 長野市)
「工事現場」	草 間 利夫	(長野県 須坂市)
「雪下ろし」	佐 藤 信一	(長野県 松川町)
「客の帰った後」	秋 場 茂	(山形県 河北町)
☆高校生以下の部		
○少年賞 (1点)		
「すやすや・あんしん」	佐々木 史光	(長野県 阿智村) 高校2年生
村内撮影部門 (テーマ自由)		
○阿智村内撮影賞		
「200円…安いネ」	木下 清勝	(阿智村)
「農作業を終えて」	水上 和寛	(阿智村)
「炭は一生もの」	水上 久美子	(阿智村)
「子犬とおはなし」	今久留 主清佳	(阿智村)
「アリガト…」	原 立	(阿智村)



最近
出会った幸せ

もちつ、
もたれつで
同居してい
た妹さんが
体調を崩
し、入院し

てしまい、急に一人暮らしにな
ってしまったKさん八十八
歳、母親を早くに亡くし、兄
弟や家族のために土木作業を
したり、農作業の手伝いをし
て働きづめだったとか。その
Kさんが、わたしとの話の中
で「ねえま、わしはもう長く
生き過ぎたんな」と寂しそう
に言われたのが、とても悲し
く心にのこりました。

でも今は、お隣さんに見守
られ、週六日間ヘルパーさん
から生活支援を受け、週末は
県外にいる子供さんや、お孫
さんが見えるのを楽しみに生
活しています。また、集団生
活の苦手なKさん、デイサー
ビスの見学をして「いいなー」
と言ったのに「わしゃー
いいで」。でもKさんにはとっ
ても楽しみなことが。それは
巡回バスで買い物に来てみん
なに会って話すこと。Kさん
には何よりものリハビリです。

先日、富山の民間デイケア
ハウス「このゆびとーまれ」
の施設見学に行つて来ました。
十二畳程の畳とフロアーの部
屋と台所に事務室、私たち七
人が「どうぞ」と通された部
屋は会議室でもなく、寝たき
りの方と幼児が三人お昼寝を
している畳の部屋でした。続
きのフロアーの部屋では、テ
レビを見たり、おしゃべりを
したり、静かに座っている人
みなそれぞれ。その中で理事
長の惣万さんからお話を聞い
てきました。

「このゆびとーまれ」では、
一日のスケジュールはなく、
ひ孫のような子供達に囲まれ
て普通に暮らしていること。養
護学校に行つていて「こ
のゆびとーまれ」を利用
していたが卒業して
今はパートとして働い
ていること。痴呆のお
年よりは「このゆびとー
まれ」に仕事にきてい
ると思つているそうで
す。私達には誰が利用
者なのか、職員なのか
ちよつと解らないくら
いでした。乳幼児、養
護学校、小学校から帰つ
てくる子ども、障害を
持った方、お年寄りが

生活しており、こんなふう
にみんなが寄り集まった日本の
大家族の暮らしを大事にして
いますとのことです。
「子供と一緒に怒ったり、
笑ったり、歌ったりすること
がリハビリですよ」と言われ
たことが印象的でした。
健康度の違いはあつても、
住み慣れたところで、寂しく
なく、自分らしく生活するそ
んな場所があつたらいいです
ね。



◆◆◆保健計画◆◆◆

月日	事業	対象者	月日	事業	対象者
7月22日	4ヶ月、7ヶ月健診	15年3月、14年12月生まれ	9月9日	すくすく	該当者
23日	ひよっこ学級	該当者	19日	2歳半健診	13年7月生まれ
25日	3歳児健診	12年4月～7月生まれ	24日	ひよっこ学級	該当者
30日	婦人科検診	希望者	30日	4ヶ月、7ヶ月健診	15年2月、5月生まれ
31日	婦人科検診	希望者			
8月1日	すくすく	該当者	毎週木曜日		
22日	2歳半健診	13年4月～6月生まれ	午前	子ども広場	希望者
25日	10ヶ月健診	14年8月～10月生まれ	午後	リハビリ教室	該当者
26日	4ヶ月、7ヶ月健診	15年1月、4月生まれ	毎週		
27日	ひよっこ学級	該当者	水・木・金曜日	水中運動教室	該当者

男女共同参画

社会に向けて

「コミュニケーション通信」

意識を変えること

寺田真由美

結婚当初、お風呂に入る夫のために私は着替えの下着を揃えておく習慣がありました。母がかつてしていたことを当たり前のように思っていたし、何の疑問も持ちませんでした。自分でできることはしてあげたい、するものだと思っていたのです。でもその行為に、ある人はやり過ぎであり、もつと夫を自立させなければと言いました。後で夫本人が苦労することも。家のどこに何があるのか知っておくことは大事なことです。いざという時困ります。考え直さねばと思いました。

今や早起きの夫は、朝起きると兩戸を開け、湯を沸かし、コーヒーを飲んでいきます。「おい、朝食ができたぞ」と言っ

いう考え方を実行するのは難しいことです。固定的な役割分担にかかわらず、お互いにやれることをすれば、心も体も楽になり、自分にもやれることがあるという新しい発見にもなるのではないのでしょうか。『男女共同参画社会づくり条例』が施行されたのを機

に、ちよつと意識を変えてみる努力が必要だと思います。

長野県男女共同参画社会づくり条例が、平成14年12月に施行され左記が主な内容です。男女共同参画社会づくりに関する施策や条例について苦情や人権を侵害された場合等男女共同参画推進委員に申し出ができます。条例・申出書が阿智村コミュニケーション館で閲覧できます。是非御覧下さい。

長野県

男女共同参画社会づくり条例が制定されました

～一人ひとりが性別によって制約されることなくのびやかに暮らせる長野県づくりを目指します～

条例の基本理念

男女の人権の尊重

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

社会における制度又は慣行についての配慮

政策等の立案及び決定への共同参画

家庭生活における活動と他の活動の両立

国際社会の動向を踏まえた取組

「男女共同参画社会づくり」のためには、県と県民と事業者がこの基本理念を共有した上で協働することが必要です。

男女共同参画社会づくりのためには、これを阻害する行為を禁止し、強く注意を促す必要があります。そのため、

性別による差別的取扱いの禁止

男女間における暴力的行為の禁止

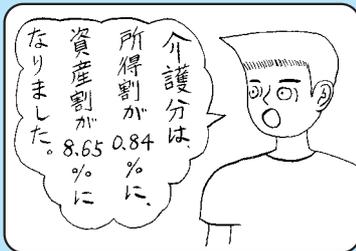
セクシュアルハラスメントの禁止

公衆に表示する情報に関する留意

といった禁止規定も盛り込まれています

国保税率決定

年 金太郎



あぜみち

中関下の内田富雄さんがこのたびの春の叙勲で藍綬褒章を受けられました。24年に渡って保護司としてお勤めいただいた功績が認められたものです。犯罪等によつて刑を終えられた人が、

社会になじまれるよう指導していただく仕事であり、社会の中で見えないところで親身になって面倒を見てこられた内田さんの栄誉を、お祝いしたいと思います。

今「沖繩の心」が私たちの心をとらえています。琉球舞踏の会主と琉球音楽の師範のご夫妻が、阿智村のために新しい音頭と踊りをつくってくれました。夏祭りにみんな踊ろうと練習が行われています。先日はわざわざ先生が教えに来ていただきました。ちよつとした交流がきっかけで、話が進んでの結果です。「ユイ

マール」という人と人とのつながりを何より大切に、というお二人のお気持ちで、私たちの願いを叶えてくださいました。みんなで踊って感謝の心を表わしたいと思っています。

市町村合併を巡る動きが急を告げています。合併特例法の期限を20数ヶ月に控えての動きです。村内でも地区懇談会や部落ごとの学習会が行なわれて、合併問題について論議が盛んになってきています。どの道を選ぶのか、できるだけ早い時期に決めなくてはなりません。自分たちの村の将来がどの様であったらよいかを決める基準は、住民一人ひとりにとってどのような行政が行なわれた方がよいのか、自分の存在感が大きく感ぜられる道はどちらかが、判断の決め手になるものと思います。自分の問題として真剣にご検討願いたいと思います。

